

富士見市介護保険条例（平成12年条例第6号）新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 介護認定審査会（第2条—第9条）</p> <p>第3章 保険料（第10条—第17条）</p> <p>第4章 個人情報（第18条—第20条）</p> <p><u>第5章 雑則（第21条）</u></p> <p><u>第6章 罰則（第22条・第23条）</u></p> <p>附則</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>3年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>第9条 削除</u></p> <p>（保険料率及び確定保険料）</p> <p>第10条 平成27年度から平成29年度までの各年度における法第129条第2項に規定する条例で定める保険料率（以下「保険料率」という。）は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 介護認定審査会（第2条—第9条）</p> <p>第3章 保険料（第10条—第17条）</p> <p>第4章 個人情報（第18条—第20条）</p> <p><u>第5章 罰則（第21条・第22条）</u></p> <p>附則</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（委任）</u></p> <p><u>第9条 この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>（保険料率及び確定保険料）</p> <p>第10条 平成27年度から平成29年度までの各年度における法第129条第2項に規定する条例で定める保険料率（以下「保険料率」という。）は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ</p>

当該各号に定める額とする。

(1)～(7) (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 97,653円

ア 合計所得金額が300万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9)～(13) (略)

2・3 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第12条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から_____第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した

当該各号に定める額とする。

(1)～(7) (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 97,653円

ア 合計所得金額が300万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9)～(13) (略)

2・3 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第12条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から_____第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した

保険料の額の合計額とする。

(延滞金)

第14条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定により延滞金額を計算する場合において、当該納付金額が2,000円未満であるときはその全額を、当該納付金額が2,000円以上で、1,000円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てる。

4 前3項の規定により計算した延滞金額が1,000円未満であるときはその全額を、当該延滞金額が1,000円以上で、100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てたものを当該延滞金額の確定金額とする。

(保険料の徴収猶予)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(保険料に関する申告)

第17条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、当該第1号被保険者の所得状況並びに当該第1

保険料の額の合計額とする。

(延滞金)

第14条 (略)

2 (略)

3 前2項の_____延滞金額を計算する場合において、当該納付金額が2,000円未満であるときはその全額を、当該納付金額が2,000円以上で、1,000円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てる。

4 前3項_____により計算した延滞金額が1,000円未満であるときはその全額を、当該延滞金額が1,000円以上で、100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てたものを当該延滞金額の確定金額とする。

(保険料の徴収猶予)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、保険料の納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(保険料に関する申告)

第17条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、当該第1号被保険者の所得状況並びに当該第1

号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員（以下「全世帯員」という。）の市民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者及び全世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書（当該第1号被保険者及び全世帯員が同項 _____に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第22条 (略)

第23条 (略)

附 則

(延滞金の割合の特例)

第7条 当分の間、第14条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以

号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員（以下「全世帯員」という。）の市民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者及び全世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書（当該第1号被保険者及び全世帯員が同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

第5章 罰則

第21条 (略)

第22条 (略)

附 則

(延滞金の割合の特例)

第7条 当分の間、第14条 _____に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以

下この条において「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(平成29年度における保険料率の特例)

第9条 平成29年度における保険料率は、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 29,592円

(2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 41,428円

(3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 44,388円

(4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 53,265円

(5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 59,184円

(6) 次のいずれかに該当する者 65,694円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が125万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分

下この条において「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 76,939円

ア 合計所得金額が200万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 97,653円

ア 合計所得金額が300万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 100,612円

ア 合計所得金額が400万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 112, 449円

ア 合計所得金額が600万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 118, 368円

ア 合計所得金額が800万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 124, 286円

ア 合計所得金額が1,000万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 130, 204円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,632円とする。

附 則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。